

(令和元年6月13日提出)

令和元年6月議会定例会議案

新 潟 市

令和元年6月議会定例会議案

目 次

議案第44号	令和元年度新潟市一般会計補正予算・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第45号	新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について・・・・	7
議案第46号	新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
議案第47号	新潟市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について・・・・・・	21
議案第48号	新潟市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正につい て・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
議案第49号	新潟市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正につ いて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
議案第50号	新潟市民病院職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正につい て・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
議案第51号	新潟市岩室地域水産業振興開発基金条例の廃止について・・・・・・	33
議案第52号	新潟市法定外公共物の取扱いに関する条例の一部改正について・・・・	34
議案第53号	新潟市道路占用料条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・	35
議案第54号	新潟市消防関係手数料条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・	36
議案第55号	新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の一部改正につ いて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
議案第56号	新潟市こども創作活動館条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・	39
議案第57号	新潟市市税条例等の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
議案第58号	新潟市介護保険条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
議案第59号	新潟市ひまわりクラブ条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・	57
議案第60号	新潟市障がい者デイサポートセンター条例の一部改正について・・・・	59
議案第61号	新潟市給水条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63
議案第62号	新潟市火災予防条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64

議案第 6 3 号	新潟県公安委員会委員の推薦について	6 5
議案第 6 4 号	契約の締結について	6 6
議案第 6 5 号	契約の締結について	6 7
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	6 8
諮問第 2 号	地方自治法第 2 2 9 条の規定に基づく審査請求に関する諮問について	6 9
報告第 1 号	継続費繰越計算書の報告について	7 0
報告第 2 号	継続費繰越計算書の報告について	7 2
報告第 3 号	繰越明許費繰越計算書の報告について	7 4
報告第 4 号	予算繰越計算書の報告について	7 7

議案第 4 4 号

令和元年度新潟市一般会計補正予算（第 1 号）

令和元年度新潟市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6, 0 2 0, 0 6 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 9 8, 2 2 0, 0 6 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和元年 6 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 国庫支出金		64,697,520	1,869,290	66,566,810
	2 国庫補助金	14,387,166	1,869,290	16,256,456
20 県支出金		20,151,363	94,800	20,246,163
	2 県補助金	5,522,190	94,800	5,616,990
22 寄附金		397,400	22,264	419,664
	1 寄附金	397,400	22,264	419,664
23 繰入金		20,418	11,000	31,418
	1 基金繰入金	20,418	11,000	31,418
24 繰越金		1	2,269,410	2,269,411
	1 繰越金	1	2,269,410	2,269,411
26 市債		52,858,200	1,753,300	54,611,500
	1 市債	52,858,200	1,753,300	54,611,500
歳入	合計	392,200,000	6,020,064	398,220,064

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		46,255,907	2,125,864	48,381,771
	1 総務管理費	42,157,396	2,125,864	44,283,260
3 民生費		119,566,541	139,900	119,706,441
	1 社会福祉費	10,824,928	12,700	10,837,628
	2 児童福祉費	43,682,973	94,800	43,777,773
	3 障がい福祉費	21,899,082	32,400	21,931,482
4 衛生費		25,892,758	6,300	25,899,058
	1 保健衛生費	15,054,540	6,300	15,060,840
6 農林水産業費		6,686,213	6,000	6,692,213
	1 農業費	3,374,810	6,000	3,380,810
8 土木費		49,625,199	3,722,000	53,347,199
	2 道路橋りょう費	20,887,072	2,759,600	23,646,672
	4 都市計画費	21,631,241	945,400	22,576,641
	5 公園緑地費	2,739,801	17,000	2,756,801
10 教育費		61,576,505	20,000	61,596,505
	1 教育総務費	8,584,673	20,000	8,604,673
歳 出	合 計	392,200,000	6,020,064	398,220,064

第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	人事給与システム改修事業	33,000
		石油の世界館魅力向上事業	22,264
10 教育費	1 教育総務費	教職員人事給与システム改修事業	9,000

第3表 債務負担行為補正

1 追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
コールセンター・電話交換運営事業	令和 2年度から 令和 6年度まで	427,500
新津こ線橋補修事業	令和 2年度から 令和 4年度まで	500,000

第4表 地方債補正

1 変更

(単位 千円)

起債の目的	前				後			
	補 限度額	起債 の方法	利 率	償 還の方法	補 限度額	起債 の方法	利 率	償 還の方法
道路橋りょう整備事業費	10,172,500	普通貸借	年5.0%以内	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に	11,500,400	普通貸借	年5.0%以内	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に
街路事業費	2,244,300	又は債券発行 (他の地方公共団体と共同発行を含む。)	利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率)	元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	2,669,700	又は債券発行 (他の地方公共団体と共同発行を含む。)	利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率)	元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

議案第 4 5 号

新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について

新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 6 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）

第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）

の給与その他の給付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者（水道局企業職員、市民病院企業職員及び法に規定する単純な労務に雇用される職員（以下「技能労務職員」という。）を除く。）をいう。

(1) パートタイム会計年度任用職員（法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により採用された職員をいう。）

(2) フルタイム会計年度任用職員（法第 2 2 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により採用された職員をいう。）

(俸給及び報酬)

第 3 条 フルタイム会計年度任用職員には、新潟市給与条例（昭和 3 2 年新潟市条例第 6 0 号。以下「給与条例」という。）第 3 条に規定する俸給を支給する。

2 前項の規定による俸給表の適用範囲については、給与条例第 4 条第 1 項の規定を準用する。

3 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、別表に定める基準に従い決定する。

4 前 3 項の規定により俸給表を適用した場合の号俸は、その者の有する資格、経験等及

び職務内容に基づき規則で定める基準に従い決定する。

5 パートタイム会計年度任用職員については、フルタイム会計年度任用職員として、前3項の規定を適用したならば得られる俸給月額と、新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟市条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第18条の規定により定められたその者の勤務時間を考慮して、任命権者が別に定めた俸給に相当する報酬（以下「基本報酬」という。）を支給する。

6 前項の規定にかかわらず、市が設置する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する非常勤の講師（以下「非常勤講師」という。）については、新潟市教育職員給与条例（昭和34年新潟市条例第17号。以下「教育職員給与条例」という。）第4条の規定を適用したならば得られる俸給月額と、勤務時間条例第18条の規定により定められたその者の勤務時間を考慮して、任命権者が別に定めた基本報酬を支給する。

7 前2項の規定により算出した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

（俸給及び基本報酬の計算期間、支給日等）

第4条 俸給及び基本報酬の計算期間は、月の1日から末日とする。

2 俸給及び基本報酬の支給日は、規則で定める。

3 新たに職員となった者で俸給又は月額の基本報酬が支給されるものにはその日から俸給又は基本報酬を支給し、離職した職員にはその日まで俸給又は基本報酬を支給する。

4 前項の規定により俸給又は基本報酬を支給する場合にあって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給の額又は基本報酬の額は、給与条例第9条第1項の規定に準じて日割りによって計算する。

5 職員が死亡したときは、その月まで俸給又は月額の報酬を支給する。

（諸手当の支給）

第5条 フルタイム会計年度任用職員には、初任給調整手当、通勤手当、地域手当、特殊

勤務手当，時間外勤務手当，休日勤務手当，宿日直手当，夜間勤務手当及び期末手当を支給する。

- 2 パートタイム会計年度任用職員には，初任給調整手当，通勤手当，地域手当，特殊勤務手当，時間外勤務手当，休日勤務手当，宿日直手当及び夜間勤務手当に相当する報酬並びに期末手当を支給する。

（初任給調整手当）

第6条 フルタイム会計年度任用職員の初任給調整手当については，給与条例第12条の規定を準用する。

- 2 パートタイム会計年度任用職員に支給する初任給調整手当に相当する報酬については，フルタイム会計年度任用職員（非常勤講師にあっては，教育職員給与条例第2条に規定する教育職員（以下「教育職員」という。））の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず，パートタイム会計年度任用職員に支給する初任給調整手当に相当する報酬の額は，給与条例第12条第1項（非常勤講師にあっては，教育職員給与条例第11条第1項）に規定する額の範囲内においてその者の勤務時間を考慮して規則で定める。

（通勤手当）

第7条 フルタイム会計年度任用職員の通勤手当については，給与条例第14条の2の規定を準用する。

- 2 パートタイム会計年度任用職員に支給する通勤手当に相当する報酬については，フルタイム会計年度任用職員（非常勤講師にあっては，教育職員）の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず，パートタイム会計年度任用職員のうち，正規の勤務時間（勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間に相当する勤務時間をいう。）による通勤回数が1週間当たり4回以下となるもの及び基本報酬を日額又は1時間当たりの額で支給されるものに係る通勤手当に相当する報酬の額は，通勤回数を考慮して規則で定める。

(地域手当)

第8条 フルタイム会計年度任用職員の地域手当については、給与条例第14条の3から第14条の3の3までの規定を準用する。

2 パートタイム会計年度任用職員に支給する地域手当に相当する報酬については、フルタイム会計年度任用職員（非常勤講師にあつては、教育職員）の例による。

3 前項の規定にかかわらず、パートタイム会計年度任用職員のうち、基本報酬を日額又は1時間当たりの額で支給されるものに係る地域手当に相当する報酬の額は、基本報酬を考慮して規則で定める。

(特殊勤務手当)

第9条 フルタイム会計年度任用職員が特殊の勤務に従事し、その勤務に対する給与について特別の考慮を必要とする場合には、特殊勤務手当を支給する。

2 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当については、新潟市職員の特殊勤務手当支給条例（平成18年新潟市条例第7号）の例による。

3 パートタイム会計年度任用職員に支給する特殊勤務手当に相当する報酬については、フルタイム会計年度任用職員の例による。

4 前項の規定にかかわらず、パートタイム会計年度任用職員に支給する月額の特務手当に相当する報酬の額は、新潟市職員の特殊勤務手当支給条例に規定する額の範囲内において勤務時間を考慮して規則で定める。

(時間外勤務手当)

第10条 フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当については、給与条例第16条の規定を準用する。この場合において、同条中「人事委員会規則」とあるのは「規則」と読み替えるものとする。

2 パートタイム会計年度任用職員に支給する時間外勤務手当に相当する報酬については、勤務時間を考慮して規則で定める。

(休日勤務手当)

第11条 フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当については、給与条例第17条の規定を準用する。

2 パートタイム会計年度任用職員に支給する休日勤務手当に相当する報酬については、フルタイム会計年度任用職員の例による。

(宿日直手当)

第12条 フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当については、給与条例第18条の規定を準用する。

2 パートタイム会計年度任用職員に支給する宿日直手当に相当する報酬については、フルタイム会計年度任用職員（非常勤講師にあっては、教育職員）の例による。

(夜間勤務手当)

第13条 フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当については、給与条例第19条の規定を準用する。

2 パートタイム会計年度任用職員に支給する夜間勤務手当に相当する報酬については、フルタイム会計年度任用職員の例による。

(端数計算)

第14条 第10条、第11条及び前条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額並びに第21条の規定により勤務しない1時間につき減額する額を算定する場合の1円未満の端数処理については、給与条例第19条の2の規定を準用する。

(勤務1時間当たりの給与その他の給付の額)

第15条 フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額については、給与条例第20条の規定を準用する。

2 パートタイム会計年度任用職員で月額の基本報酬が支給されるものの勤務1時間当たりの報酬の額は、第3条第5項の規定により定められた基本報酬の月額、地域手当に相当する報酬の月額及び初任給調整手当に相当する報酬の月額の合計額に1.2を乗じ、そ

の額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める休日の勤務時間を減じたもので除して得た額とする。

3 パートタイム会計年度任用職員で日額の報酬が支給されるものの勤務1時間当たりの報酬の額は、第3条第5項の規定により定められた基本報酬の日額、地域手当に相当する報酬の日額及び初任給調整手当に相当する報酬の日額の合計額を、1日当たりの正規の勤務時間で除して得た額とする。

4 パートタイム会計年度任用職員で1時間当たりの報酬が支給されるものの勤務1時間当たりの報酬の額は、第3条第5項の規定により定められた基本報酬の1時間当たりの額、地域手当に相当する報酬の1時間当たりの額及び初任給調整手当に相当する報酬の1時間当たりの額の合計額とする。

5 前3項の規定にかかわらず、特殊勤務手当に相当する報酬の支給を受けるパートタイム会計年度任用職員にあっては、勤務1時間当たりの報酬の額は、前3項の規定により計算した額に規則で定める額を加算した額とする。

(期末手当)

第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)

にそれぞれ在職する職員(規則で定める職員を除く。)に対して支給する。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給又は基本報酬の月額及び地域手当の月額又は地域手当に相当する報酬の月額の合計額とす

る。

4 職務の複雑，困難及び責任の度等を考慮して前項の期末手当基礎額に加算する額については，給与条例第22条第5項（非常勤講師にあっては，教育職員給与条例第21条）の規定を準用する。

5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は，規則で定める。

第17条 前条に定めるもののほか，職員の期末手当については，給与条例第22条の2及び第22条の3の規定を準用する。この場合において，給与条例第22条の2第3号中「基準日前1箇月以内又は基準日」とあるのは「基準日」と読み替えるものとする。

（諸手当等の支給方法）

第18条 フルタイム会計年度任用職員の初任給調整手当，通勤手当，地域手当，特殊勤務手当，時間外勤務手当，休日勤務手当，宿日直手当，夜間勤務手当及び期末手当の支給については，この条例に定めるもののほか，規則で定める。

2 パートタイム会計年度任用職員の初任給調整手当，通勤手当，地域手当，特殊勤務手当，時間外勤務手当，休日勤務手当，宿日直手当及び夜間勤務手当に相当する報酬並びに期末手当の支給については，この条例に定めるもののほか，規則で定める。

（給与その他の給付の口座振替）

第19条 給与その他の給付は，職員の申出により，その全部又は一部を口座振替の方法により支払うことができる。

（給与その他の給付からの控除）

第20条 職員に給与その他の給付を支給する際，市長は当該給与その他の給付から，次の各号に掲げるものを控除することができる。

- （1） 団体取扱契約に係る生命保険，損害保険等の保険料
- （2） 新潟市職員互助会の掛金及び貸付金の返済金
- （3） 新潟市職員互助会のあっせん物品の購入代金
- （4） 新潟市職員互助会が行う事業の参加料及び使用料

(5) 登録された職員団体の組合費及び貸付金返済金

(6) 新潟市職員生活協同組合の出資金、物品購入代金等

(給与その他の給付の減額)

第21条 職員の給与その他の給付の減額については、給与条例第27条（非常勤講師にあつては、教育職員給与条例第32条）の規定を準用する。この場合において、「第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員にあつては新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年新潟市条例第号）第15条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額、パートタイム会計年度任用職員で月額の基本報酬が支給されるものにあつては同条第2項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額、パートタイム会計年度任用職員で日額の報酬が支給されるものにあつては同条第3項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額、パートタイム会計年度任用職員で1時間当たりの報酬が支給されるものにあつては同条第4項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額又は特殊勤務手当に相当する報酬の支給を受けるパートタイム会計年度任用職員にあつては同条第5項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額」と読み替えるものとする。

(休職者の給与その他の給付)

第22条 職員が休職にされたときは、その休職の期間中、次項に定める給与その他の給付を除く他のいかなる給与その他の給付も支給しない。

2 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項並びに新潟市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年新潟市条例第33号）第2条の2に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与その他の給付の全額を支給する。

(技能労務職員の給与の種類及び基準)

第23条 フルタイム会計年度任用職員である技能労務職員に支給する給与の種類は、俸給、通勤手当、地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、期末手当及び退職手当とする。

2 パートタイム会計年度任用職員である技能労務職員に支給する給与の種類は、俸給、通勤手当、地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当及び期末手当とする。

3 会計年度任用職員である技能労務職員に支給する給与の基準は、その職務と責任の特殊性を考慮し、給与条例の適用を受ける職員の給与の額及び支給方法を基準として、別に規則で定める。

(技能労務職員の退職手当の支給制限等)

第24条 会計年度任用職員である技能労務職員の退職手当の支給制限等については、新潟市職員退職手当支給条例（昭和28年新潟市条例第54号）第4章の規定の例による。

(特定の職員の給与等)

第25条 職務内容、職に要する資格、経験その他任用の事情を考慮して、この条例の規定を適用することが適当でないと認める職員の給与及び報酬については、前各条の規定にかかわらず、任命権者が別に定める。

(費用弁償)

第26条 パートタイム会計年度任用職員が公務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 前項の規定による費用弁償は、新潟市旅費条例（昭和32年新潟市条例第47号）の規定により市長等以外の職員に支給される旅費の例による。

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(俸給及び報酬の決定の特例)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、臨時職員（法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された者を除く。）又は非常勤職員（法第3条第3項に規定する特別職をいう。）であった者で、施行日に引き続きこの条例の適用を受ける職員となったもの（施行日の前日に就いていたその者の職と同一の職に採用された者に限る。）の俸給又は報酬の決定について、任命権者が施行日前に受けていた賃金又は報酬の水準との均衡上必要があると認める場合は、第3条の規定にかかわらず、規則で定める基準により決定するものとする。
- 3 前項の規定により俸給又は報酬を決定された職員であって、当該職員の任期が満了した後に引き続き職員として採用された場合（当該任期中に就いていた職と同一の職に採用された場合に限る。）の俸給又は報酬の決定については、第3条の規定にかかわらず、規則の定めるところにより、当該任期満了日の俸給又は報酬を基礎として決定することができる。その後において、任期満了日の翌日に引き続き同一の職に再度の採用をされた場合も同様とする。

(新潟市職員退職手当支給条例の一部改正)

- 4 新潟市職員退職手当支給条例（昭和28年新潟市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

(適用区分)

- 5 前項の規定による改正後の第2条第2項の規定は、令和2年4月1日以後の退職に係

る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(新潟市旅費条例の一部改正)

6 新潟市旅費条例(昭和32年新潟市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項に次の1号を加える。

(3) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員

(新潟市給与条例の一部改正)

7 新潟市給与条例(昭和32年新潟市条例第60号)の一部を次のように改正する。

第1条の2中第4号を第5号とし、同号の前に次の1号を加える。

(4) 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)

第4条第2項中「, 第30条」を削る。

第30条を次のように改める。

第30条 削除

第32条第1項中「技能労務職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。以下この条及び次条において同じ。)」を加える。

別表第7のうち(1)の表1級の項基準となる職務の欄を次のように改める。

- | |
|--------------------------|
| 1 定型的な業務を行う職務 |
| 2 相当の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 |

別表第7のうち(2)の表1級の項中「医療業務を行う」を「医師又は歯科医師」に改め、別表第7のうち(3)の表1級の項中

「6 歯科衛生士の職務」を

「6 歯科衛生士の職務

に改め、同表2級の項中「又は歯科衛生

7 歯科技工士又は臨床工学技士の職務」

士」を「, 歯科衛生士, 歯科技工士又は臨床工学技士」に改め、別表第7のうち(4)

の表 1 級の項及び 2 級の項中「准看護師」の次に「又は看護師」を加え、別表第 7 のうち (6) の表 1 級の項中「児童指導員」の次に「，生活支援員」を加える。

(新潟市教育職員給与条例の一部改正)

- 8 新潟市教育職員給与条例 (昭和 34 年新潟市条例第 17 号) の一部を次のように改正する。

第 35 条を削り，第 36 条を第 35 条とし，第 37 条を第 36 条とする。

(新潟市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 9 新潟市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和 36 年新潟市条例第 4 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条第 9 号中「，専門委員」を削り，「準ずる者」の次に「(専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であつて，当該知識経験又は識見に基づき，助言，調査，診断その他総務省令で定める事務を行うものに限る。以下同じ。)」を加える。

別表第 1 中「，専門委員」を削る。

別表 (第 3 条関係)

俸給表	職務の級	基準となる職務
一般俸給表	1 級	1 定型的な業務を行う職務 2 相当の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
	2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
医療職俸給表 (1)	1 級	医師又は歯科医師の職務
医療職俸給表 (2)	1 級	栄養士，診療放射線技師，臨床検査技師，理学療法士，作業療法士，視能訓練士，言語聴覚士，歯科衛生士，歯科技工士又は臨床工学技士の職務
	2 級	薬剤師又は獣医師の職務

医療職俸給表（３）	1 級	准看護師又は看護師の職務
	2 級	保健師，助産師，看護師又は養護師の職務
福祉職俸給表	1 級	児童指導員，生活支援員，保育士，言語指導員又は 介護員の職務
教育職俸給表（１）	1 級	非常勤講師の職務
教育職俸給表（２）	1 級	非常勤講師の職務

議案第 4 6 号

新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 6 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 1 6 年新潟市条例第 1 6 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項を次のように改める。

第 4 条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の俸給月額は、新潟市給与条例（昭和 3 2 年新潟市条例第 6 0 号。以下「給与条例」という。）第 2 条から第 4 条までの規定により適用される俸給月額に、新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 2 条第 4 項（新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 3 条において準用する場合を含む。）の規定により定められたその者の勤務時間を新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 2 条第 1 項（新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 3 条において準用する場合を含む。）に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

第 8 条中第 2 項及び第 3 項を削り、第 4 項を第 2 項とし、第 5 項を第 3 項とする。

別表を削る。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 47 号

新潟市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

新潟市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 6 月 13 日 提出

新潟市長 中原 八一

新潟市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

新潟市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年新潟市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が 1 年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。）が 1 歳 6 か月に達する日（以下「1 歳 6 か月到達日」という。）（第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあっては、2 歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して別に定める非常勤職員

イ 第 2 条の 3 第 3 号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が 1 歳に達する日（以下このイ及び同条において「1 歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの
第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の2条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休

業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき
当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として任命権者が別に定める場合に該当する場合
（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしよう

とする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として任命権者が別に定める場合に該当する場合

第3条第1号中「若しくは出産を」を「又は出産を」に、「失い、又は第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された」を「失った」に改め、「若しくは同条に規定する承認に係る子」を削り、「死亡し、又は養子縁組等により職員と別居する」を「次に掲げる場合に該当する」に改め、同号に次のように加える。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第3条に次の2号を加える。

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当す

ること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第7条第1項中「している職員」の次に「(会計年度任用職員のうち、別に定めるものを除く。)」を加え、同条第2項中「している職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第8条中「職員が」を「職員(会計年度任用職員を除く。)」がに改める。

第22条の表第8条第3項の項を次のように改める。

第8条第1項	第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の俸給月額、新潟市給与条例(昭和32年新潟市条例第60号。以下「給与条例」という。)	第3条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第3条任期付職員」という。)の俸給月額は、新潟市給与条例(昭和32年新潟市条例第60号。以下「給与条例」という。)第2条から第4条までの規定により適用される俸給月額に、算出率を乗じて得た額とし、第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の俸給月額は、給与条例
--------	---	---

第28条中「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条

の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して別に定める非常勤職員

第29条第1項中「勤務時間」の次に「（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」を加え、同条に次の2項を加える。

3 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

4 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 48 号

新潟市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正について

新潟市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 6 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例

(新潟市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例)

第 1 条 新潟市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和 26 年新潟市条例第 67 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 項を加える。

- 4 法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員に対する第 1 項の規定の適用については、同項中「3 年を超えない範囲内」とあるのは「法第 22 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(新潟市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例)

第 2 条 新潟市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和 26 年新潟市条例第 68 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「合計額」の次に「（法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員にあっては、これらに相当する報酬の額）」を加える。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される新潟市職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例)

第 3 条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される新潟市職員の処遇等に関する条例（平成元年新潟市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号中「第 22 条第 1 項」を「第 22 条」に改める。

(新潟市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例)

第4条 新潟市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年新潟市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

（新潟市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例）

第5条 新潟市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年新潟市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条中「法」の次に「第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 49 号

新潟市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について

新潟市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 6 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

新潟市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 32 年新潟市条例第 84 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「及び地方公務員法」を「、地方公務員法」に改め、「昭和 25 年法律第 261 号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「占める職員」を「占めるもの及び法第 22 条の 2 第 1 項に規定するもの」に改め、「休職者及び臨時職員を除く。」を削る。

第 12 条及び第 13 条中「地方公務員法」を「法」に、「同法」を「法」に改める。

第 14 条第 2 項第 1 号中「地方公務員法」を「法」に改め、同項第 2 号中「地方公務員法」を「法」に、「失職」を「失職した者」に、「同法」を「法」に改め、「した者」を削り、同条第 3 項中「地方公務員法」を「法」に改める。

第 15 条中「昭和 32 年条例第 60 号」を「昭和 32 年新潟市条例第 60 号」に、「に規定する」を「及び新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年新潟市条例第 号）に規定する」に改める。

第 16 条の 3 及び第 16 条の 4 中「地方公務員法」を「法」に改める。

第 17 条の次に次の 1 条を加える。

（会計年度任用職員の給与）

第 17 条の 2 第 2 条第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず、法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により採用された職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給

与の種類は、給料並びに通勤手当、地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。

2 第3条、第4条、第4条の4、第4条の5、第9条の2及び第13条の規定は、フルタイム会計年度任用職員には適用しない。

3 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、法第22条の2第1項第1号の規定により採用された職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、給料並びに通勤手当、地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。

4 第3条、第4条、第4条の4、第4条の5、第9条の2、第13条及び14条の規定は、パートタイム会計年度任用職員には適用しない。

第18条第1項中「地方公務員法」を「法」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 50 号

新潟市民病院職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について

新潟市民病院職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 6 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市民病院職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

新潟市民病院職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成 19 年新潟市条例第 82 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「及び地方公務員法」を「，地方公務員法」に改め，「昭和 25 年法律第 261 号」の次に「。以下「法」という。」を加え，「占める職員」を「占めるもの及び法第 22 条の 2 第 1 項に規定するもの」に改め，「休職者及び臨時職員を除く。」を削る。

第 16 条及び第 17 条中「地方公務員法」を「法」に，「同法」を「法」に改める。

第 18 条第 2 項第 1 号中「地方公務員法」を「法」に改め，同項第 2 号中「地方公務員法」を「法」に，「失職」を「失職した者」に，「同法」を「法」に改め，「した者」を削り，同条第 3 項中「地方公務員法」を「法」に改める。

第 19 条中「に規定する」を「及び新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年新潟市条例第 号）に規定する」に改める。

第 22 条及び第 23 条中「地方公務員法」を「法」に改める。

第 25 条第 1 項中「地方公務員法」を「法」に改め，同条を第 26 条とし，第 24 条の次に次の 1 条を加える。

（会計年度任用職員の給与）

第 25 条 第 2 条第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず，法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により採用された職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給与の

種類は、給料並びに初任給調整手当，地域手当，通勤手当，特殊勤務手当，時間外勤務手当，休日勤務手当，夜間勤務手当，宿日直手当，期末手当及び退職手当とする。

2 第5条，第6条，第8条，第9条，第15条及び第17条の規定は，フルタイム会計年度任用職員には適用しない。

3 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず，法第22条の2第1項第1号の規定により採用された職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給与の種類は，給料並びに初任給調整手当，地域手当，通勤手当，特殊勤務手当，時間外勤務手当，休日勤務手当，夜間勤務手当，宿日直手当及び期末手当とする。

4 第5条，第6条，第8条，第9条，第15条，第17条及び第18条の規定は，パートタイム会計年度任用職員には適用しない。

附 則

この条例は，令和2年4月1日から施行する。

議案第 5 1 号

新潟市岩室地域水産業振興開発基金条例の廃止について

新潟市岩室地域水産業振興開発基金条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 6 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市岩室地域水産業振興開発基金条例を廃止する条例

新潟市岩室地域水産業振興開発基金条例（平成 1 6 年新潟市条例第 8 7 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 2 号

新潟市法定外公共物の取扱いに関する条例の一部改正について

新潟市法定外公共物の取扱いに関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 6 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市法定外公共物の取扱いに関する条例の一部を改正する条例

新潟市法定外公共物の取扱いに関する条例（平成 1 6 年新潟市条例第 9 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「1. 0 8」を「1. 1」に改める。

別表第 2 鉱工業用水水利使用の項中「4 4, 2 5 0 円」を「4 5, 1 6 0 円」に改め、同表その他の水利使用の項中「6, 7 1 0 円」を「6, 8 5 0 円」に改める。

別表第 3 石の項中「1 5 5 円」を「1 6 0 円」に、「1 1 5 円」を「1 2 0 円」に、「3, 5 3 0 円」を「3, 6 1 0 円」に、「7, 0 6 0 円」を「7, 2 3 0 円」に、「7 0 6 円」を「7 2 3 円」に改め、同表砂利の項中「1 7 5 円」を「1 8 0 円」に改め、同表かき込み砂利の項中「1 5 5 円」を「1 6 0 円」に改め、同表土砂の項中「1 3 5 円」を「1 4 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この条例の施行日前から引き続き法定外公共物を使用している者（使用期間が令和 2 年 3 月 3 1 日までの期間に限る。）に係る使用料の額については、なお従前の例による。

議案第 5 3 号

新潟市道路占用料条例の一部改正について

新潟市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 6 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市道路占用料条例の一部を改正する条例

新潟市道路占用料条例（昭和 4 7 年新潟市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「1. 0 8」を「1. 1」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 占用の期間が 1 月未満であって，この条例の施行の日前から引き続き道路を占有している者に係る占用料の額については，なお従前の例による。

議案第 5 4 号

新潟市消防関係手数料条例の一部改正について

新潟市消防関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 6 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市消防関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟市消防関係手数料条例（平成 2 2 年新潟市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表 3 の項第 5 号ウ中「1, 5 8 0, 0 0 0 円」を「1, 5 9 0, 0 0 0 円」に改め、
同号エ中「1, 9 4 0, 0 0 0 円」を「1, 9 5 0, 0 0 0 円」に改め、同号オ中「2,
2 6 0, 0 0 0 円」を「2, 2 7 0, 0 0 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

議案第 5 5 号

新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の一部改正について

新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 6 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の一部を改正する条例

新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例（平成 1 6 年新潟市条例第 9 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

新潟市潟東地域コミュニティセンター	新潟市西蒲区三方 2 番地	アリーナ 1，アリーナ 2，会議室，研修室，中ホール，小ホール，調理室兼 研修室
-------------------	------------------	---

別表第 3 新潟市内野まちづくりセンターの項の次に次のように加える。

新潟市潟東地域コミュニティセンター	月曜日，休日及び 1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日まで	午前 9 時から午後 9 時まで
-------------------	---------------------------------------	------------------

別表第 4 のうち 5 2 の表を 5 3 の表とし，3 9 の表から 5 1 の表までを 1 表ずつ繰り下げ，3 8 の表の次に次の 1 表を加える。

3 9 新潟市潟東地域コミュニティセンター

施設名	単位	利用料金の上限額（円）
アリーナ 1	スポーツ目的の利用 1 時 間につき	7 5 0
	スポーツ以外の目的の利用 1 時間につき	1，5 0 0

アリーナ2	スポーツ目的の利用 1時間につき	750
	スポーツ以外の目的の利用 1時間につき	1,500
会議室	1時間につき	300
研修室	1時間につき	400
中ホール	1時間につき	800
小ホール	1時間につき	300
調理室兼研修室	1時間につき	300

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 市長が行う新潟市潟東地域コミュニティセンターの利用の許可及び許可の取消し並びに指定管理者の指定、利用者が行う利用の取止めの申出、新潟市潟東地域コミュニティセンターの指定管理者が行う利用料金の額並びに免除及び還付の基準を定める行為並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例の規定の例により行うことができる。

議案第 56 号

新潟市子ども創作活動館条例の一部改正について

新潟市子ども創作活動館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 6 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市子ども創作活動館条例の一部を改正する条例

新潟市子ども創作活動館条例（平成 10 年新潟市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条を第 18 条とし、第 10 条を第 12 条とし、同条の次に次の 5 条を加える。

（指定管理者による管理）

第 13 条 市長は、創作活動館の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて、市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に創作活動館の管理を行わせる。

（指定管理者の指定の手續）

第 14 条 創作活動館の指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請をしたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを、創作活動館の指定管理者とするものとする。

（1） 創作活動館の平等利用が確保されること。

（2） 創作活動館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

（3） 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

（指定管理者の業務の範囲）

第 15 条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 休館日又は開館時間の変更に関する業務。ただし、休館日又は開館時間を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - (2) 創作活動館の利用の許可に関する業務
 - (3) 第2条に規定する事業の実施に関する業務
 - (4) 第11条の規定による退去等の命令に関する業務
 - (5) 創作活動館の施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (6) その他創作活動館の管理上、市長が必要と認める業務
- (秘密を守る義務)

第16条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の取扱い)

第17条 指定管理者は、個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第9条を第11条とし、第3条から第8条までを2条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の2条を加える。

(休館日)

第3条 創作活動館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日）
- (2) 休日の翌日（その日が日曜日、土曜日又は休日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日）

(3) 12月29日から翌年1月3日まで

(開館時間)

第4条 創作活動館の開館時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

(1) 火曜日から土曜日まで（休日に当たる日を除く。） 午前9時から午後6時まで

(2) 日曜日及び休日 午前9時から午後5時まで

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の新潟市こども創作活動館条例の規定の例により行うことができる。

議案第 57 号

新潟市市税条例等の一部改正について

新潟市市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 6 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市市税条例等の一部を改正する条例

(新潟市市税条例の一部改正)

第 1 条 新潟市市税条例（昭和 37 年新潟市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条の 4 第 1 項中「においては」を「には」に、「同項第 1 号に掲げる寄附金」を「同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第 2 項中「第 314 条の 7 第 2 項」を「第 314 条の 7 第 1 項」に改める。

附則第 4 条中「平成 34 年度」を「令和 4 年度」に改める。

附則第 5 条の 3 の 2 第 1 項中「平成 43 年度」を「令和 15 年度」に、「平成 33 年」を「令和 3 年」に改める。

附則第 5 条の 4 中「第 314 条の 7 第 2 項第 2 号」を「第 314 条の 7 第 1 項第 2 号」に改める。

附則第 6 条第 1 項中「平成 33 年度」を「令和 3 年度」に改める。

附則第 8 条の 3 第 1 2 項を同条第 1 3 項とし、同条第 1 1 項中「附則第 12 条第 17 項」を「附則第 12 条第 19 項」に改め、同項を同条第 1 2 項とし、同条第 10 項第 5 号中「附則第 12 条第 29 項」を「附則第 12 条第 31 項」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 9 項を同条第 10 項とし、同条第 8 項第 5 号中「附則第 12 条第 29 項」を「附則第 12 条第 31 項」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 7 項第 4 号中「附則第 12 条第 21 項」を「附則第 12 条第 23 項」に改め、同項第 6 号中「附則第 12 条第 22 項」を「附則第 12 条第 24 項」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 6 項中「附則第 12 条第 17 項」を「附則第 12 条第 19 項」に改め、同項を同条第 7 項と

し、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

附則第9条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第9条の2の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第1項及び第2項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第10条（見出しを含む。）及び附則第11条（見出しを含む。）中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第13条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第16条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第18条（見出しを含む。）及び附則第19条（見出しを含む。）中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第37条第1項中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

第2条 新潟市市税条例の一部を次のように改正する。

第28条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項又は第4項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の

申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち法施行規則で定めるものについては、法施行規則で定める記載によることができる。

第29条の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者（法第292条第1項第12号の2に規定する単身児童扶養者をいう。以下同じ。）に該当する場合には、その旨

第29条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第29条の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第30条第1項中「によつて」を「により」に、「同条第6項」を「同条第7項」に、「第7項」を「第8項」に改める。

附則第13条の2に次の3項を加える。

2 新潟県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうか

うかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 新潟県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第13条の4の規定により読み替えられた第76条の7第1項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第13条の2を附則第13条の2の2とし、附則第13条の次に次の1条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第13条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（附則第13条の6第3項において「特定期間」という。）に行われた

ときに限り、第76条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第13条の6に次の1項を加える。

- 3 自家用の三輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第76条の5（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第14条中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）」を加え、同条に次の3項を加える。

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第78条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	1,000円
第2号ア（ウ） a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア（ウ） b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第78条の規定の適用については、当該ガソリン軽自

動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	2,000円
第2号ア（ウ） a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア（ウ） b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第78条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	3,000円
第2号ア（ウ） a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア（ウ） b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第14条の2を次のように改める。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第14条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第79条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに由るものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第83条及び第84条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第3条 新潟市市税条例の一部を次のように改正する。

第12条第1項第3号中「年齢20歳未満の者をいう。ただし、民法（明治29年法律第89号）第753条の規定によつて」を「民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）附則第2条第3項の規定により」に、「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者（法第292条第1項第12号の2に規定する単身児童扶養者をいう。以下同じ。）」に改める。

第29条の2第1項第3号中「（法第292条第1項第12号の2に規定する単身児童扶養者をいう。以下同じ。）」を削る。

附則第14条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第78条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第14条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

(新潟市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 新潟市市税条例の一部を改正する条例（平成27年新潟市条例第40号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に、「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

(新潟市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 新潟市市税条例等の一部を改正する条例（平成28年新潟市条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第5号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第4条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

第6条 新潟市市税条例等の一部を改正する条例（平成29年新潟市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条の2のうち、新潟市市税条例附則第14条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」

を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改め、同条例附則第14条第2項から第4項までを削る改正規定の次に次のように加える。

附則第14条の2を次のように改める。

第14条の2 削除

第7条 新潟市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年新潟市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、新潟市市税条例第43条第1項の改正規定中「及び第11項」を「第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「3項」を「8項」に改め、同改正規定（同条第10項に係る部分に限る。）中「次項」の次に「及び第12項」を加え、「その他法施行規則で定める方法」を削り、同改正規定（同条第12項に係る部分に限る。）中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した法施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市

長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他法施行規則で定める事項を記載した申請書に法施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他法施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第1条第5号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第6号中「同条に3項」を「同条に8項」に、「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第7号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第8号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第9号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第10号中

「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、同条第5項中「第12項」を「第17項」に改める。

附則第7条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第9条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第11条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次号から第6号までに掲げる規定以外の規定 公布の日

(2) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第7条の規定 令和元年10月1日

(3) 第2条中新潟市市税条例第28条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に1項を加える改正規定並びに第29条の2、第29条の3及び第30条第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和2年1月1日

(4) 第3条中新潟市市税条例第12条の改正規定(「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者(法第292条第1項第12号の2に規定する単身児童扶養者をいう。以下同じ。)」に改める部分に限る。)及び第29条の2の改正規定並びに附則第4条の規定 令和3年1月1日

(5) 第3条(前号及び次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第8条の規定 令和3年4月1日

(6) 第3条中新潟市市税条例第12条の改正規定(第4号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第5条の規定 令和4年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、前条第1号に掲げる規定による改正後の新潟市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第23条の4及び附則第5条の4の規定は、市民税の所得割の納税義務者が地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。)附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支出する改正法第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

3 新条例第23条の4及び附則第5条の4の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例第23条の4第1項の規定の適用については、令和2年度分の個人の市民税に限り、同項中「特例控除対象寄附金」とあるのは、「特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金(令和元年6月1日前に支出したものに限る。)」とする。

第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の新潟市市税条例(次項及び第3項において「2年新条例」という。)第28条第5項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度分以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に平成31年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 2年新条例第29条の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき市税条例第28条第1項に規定する給与について提出する2年新条例第29条の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 2年新条例第29条の3第1項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第7号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する2年新条例第29条の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の新潟市市税条例第12条第1項（第3号中「又は寡夫」を「，寡夫又は単身児童扶養者（法第292条第1項第12号の2に規定する単身児童扶養者をいう。以下同じ。）」に改める部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

第5条 附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の新潟市市税条例第12条第1項（第3号中「年齢20歳未満の者をいう。ただし、民法（明治29年法律第89号）第753条の規定によつて」を「民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）附則第2条第3項の規定により」に改める部分に限る。）の規定は、令和4年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和3年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第6条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の新潟市市税条例（以下「元年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第8条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の新潟市市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第 58 号

新潟市介護保険条例の一部改正について

新潟市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 6 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市介護保険条例の一部を改正する条例

新潟市介護保険条例（平成 12 年新潟市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者についての保険料の減額賦課に係る年度ごとの保険料は、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者 21,000 円

(2) 前項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者 40,100 円

(3) 前項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者 51,500 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 3 条第 2 項の規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成 30 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 59 号

新潟市ひまわりクラブ条例の一部改正について

新潟市ひまわりクラブ条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 6 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市ひまわりクラブ条例の一部を改正する条例

新潟市ひまわりクラブ条例（平成 5 年新潟市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

別表西区の項中

「

新通ひまわりクラブ

新潟市西区坂井東 6 丁目 18 番 1 号

」

を

「

新通ひまわりクラブ

新潟市西区坂井東 6 丁目 18 番 1 号

新通つばさひまわりクラブ

新潟市西区大野 137 番地

」

に、「新潟市西区内野上新町 11810 番地」を「新潟市西区内野上新町 11821 番地 4」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して 9 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 新通つばさひまわりクラブの入会の許可及び許可の取消し、退会の届出、利用料の免

除，指定管理者の指定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は，この条例の施行前においても，改正後の新潟市ひまわりクラブ条例の規定の例により行うことができる。

議案第60号

新潟市障がい者デイサポートセンター条例の一部改正について

新潟市障がい者デイサポートセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年6月13日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市障がい者デイサポートセンター条例の一部を改正する条例

新潟市障がい者デイサポートセンター条例（平成15年新潟市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第25項に規定する地域活動支援センター」を「第5条第1項に規定する障害福祉サービスその他の福祉サービスを行う事業所」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「、前条の目的を達成するために」を削り、「次の各号に」を「次に」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 法第5条第7項に規定する生活介護（以下単に「生活介護」という。）に関すること。
- (2) 法第77条第3項の規定に基づき、居宅において障がい者の介護を行う者の疾病、就労その他の理由により、主として昼間において当該障がい者にセンターを利用させて行う見守りその他の支援（以下「日中一時支援」という。）に関すること。
- (3) 前2項に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事業

第13条を第17条とし、第12条を第16条とし、第11条を第15条とする。

第10条第1項中「利用する者」の次に「（第6条第1号及び第3号に掲げる者に限る。）」を加え、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 利用料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第6条第1号に該当する者に係る利用料金 法第29条第3項第1号の規定により定められた生活介護に係る費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額の範

圏内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額

(2) 第6条第3号に該当する者に係る利用料金 日中一時支援に要する費用として市長が定める額及び食事の提供等に係る実費相当額として市長が定める額の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額

3 利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入とする。第10条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

(利用料金の免除)

第14条 指定管理者は、特段の理由があると認める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

第9条を第12条とし、第8条を第11条とし、第7条を第10条とし、第6条を第7条とし、同条の次に次の2条を加える。

(使用料)

第8条 市長は、センターを利用する者（第6条第2号に掲げる者に限る。）又はその扶養義務者から、使用料として身体障害者福祉法第38条第1項の規定により市長が徴収することができる費用として厚生労働大臣が定める基準により市長が定める額を徴収する。

2 使用料は、月単位で徴収するものとし、毎月25日（その日が日曜日、土曜日及び休日にかかる場合は、その日後においてその日に最も近い日曜日、土曜日及び休日でない日）をその月の前月分の使用料の納期限とする。

(使用料の免除)

第9条 市長は、特別な理由により前条に掲げる使用料を納入することができないと認める場合は、その使用料の額の全部又は一部を免除することができる。

第5条中「法第5条第25項に規定する地域活動支援センターを利用できる者として市長が認めた」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 法第19条第1項に規定する支給決定（生活介護に係るものに限る。）を受け

た者

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項に規定する措置を受けた者

(3) 日中一時支援を利用する者として市長が認めた者

第5条を第6条とし、第4条を第5条とする。

第3条第1項第1号中「にあたる」を「（以下「休日」という。）に当たる」に改め、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

（施設）

第3条 センターに、次に掲げる施設を置く。

(1) デイサービスルーム

(2) デイサポート相談室

(3) 静養室

(4) 障がい者用特殊浴室

別表を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日において現に改正前の新潟市障がい者デイサポートセンター条例第5条の規定により新潟市障がい者デイサポートセンターを利用できる者として市長が認めた者であって、改正後の新潟市障がい者デイサポートセンター条例（以下「新条例」という。）第6条各号の規定に該当しないものは、新条例第6条の規定にかかわらず、当分の間、新条例の規定により新潟市障がい者デイサポートセンターを利用することができる。

3 前項の規定により新潟市障がい者デイサポートセンターを利用できる者に係る利用料金の額は、市長が別に定める額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

4 改正後の第13条の規定は、令和2年4月1日の利用に係る利用料金から適用し、同年3月までの利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

議案第 6 1 号

新潟市給水条例の一部改正について

新潟市給水条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 6 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市給水条例の一部を改正する条例

新潟市給水条例（昭和 3 3 年新潟市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 4 条の見出しを「（手数料）」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

管理者は、次の各号に該当する者から、当該各号に掲げる手数料を徴収する。

（1） 第 1 2 条第 2 項に規定する工事検査を受けようとする者

ア メーターの口径 3 0 ミリメートル以下 1 件につき 5, 8 0 0 円

イ メーターの口径 4 0 ミリメートル及び 5 0 ミリメートル 1 件につき 1 1, 6 0 0 円

ウ メーターの口径 7 5 ミリメートル以上 1 件につき 1 7, 4 0 0 円

（2） 法第 2 5 条の 2 第 1 項の申請をする者及び法第 2 5 条の 3 の 2 第 1 項の更新の申請をする者 1 件につき 1 0, 0 0 0 円

第 3 4 条第 2 項本文中「手数料」を「前項の手数料」に、「第 1 2 条第 2 項の規定による設計審査の終了の際」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日に」に改め、同項に次の各号を加える。

（1） 前項第 1 号に規定する手数料 第 1 2 条第 2 項の規定による設計審査終了の日

（2） 前項第 2 号に規定する手数料 法第 2 5 条の 2 第 1 項の申請又は法第 2 5 条の 3 の 2 第 1 項の更新の申請を行う日

第 3 6 条の 2 第 1 項中「第 5 条」を「第 6 条」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

議案第 6 2 号

新潟市火災予防条例の一部改正について

新潟市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 6 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市火災予防条例の一部を改正する条例

新潟市火災予防条例（昭和 3 7 年新潟市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 1 項中「日本工業規格」を「日本産業規格（産業標準化法（昭和 2 4 年法律第 1 8 5 号）第 2 0 条第 1 項の日本産業規格をいう。））」に改める。

第 2 9 条の 5 第 1 号中「作動時間が 6 0 秒以内」を「種別が 1 種」に改め、同条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

（6） 第 2 9 条の 3 第 1 項各号又は前条第 1 項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 2 0 年総務省令第 1 5 6 号）第 3 条第 2 項及び第 3 項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 3 号

新潟県公安委員会委員の推薦について

次の者を新潟県公安委員会委員に推薦したいので、議会の同意を得たい。

令和元年 6 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市西区坂井砂山 3 丁目 2 番 1 2 号

鍋谷 総子

議案第 6 4 号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和元年 6 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

工事名	契約金額	契約の相手方
主要地方道新潟中央 環状線（信濃川渡河 工区）P 8 橋脚工事	417,340,000 円	新潟市西蒲区巻甲 5 4 8 0 番地 株式会社 水倉組 代表取締役社長 水倉 直人

議案第 6 5 号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和元年 6 月 1 3 日提出

新潟市長 中原 八一

工事名	契約金額	契約の相手方
(仮称) 潟東地域コ ミュニティセンター 整備工事	318,120,000 円	丸運・水倉特定共同企業体 代表者 新潟市中央区幸西 1 丁目 4 番 2 1 号 丸運建設 株式会社 取締役社長 小田 等 構成員 株式会社 水倉組

報告第1号

継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和元年6月13日提出

新潟市長 中原 八一

平成30年度新潟市継続費繰越計算書

(一般会計)

(単位:円)

款	項	事業名	継続費の総額	平成30年度継続費予算現額		支出済額及び 支出見込額	残 額	翌年度繰越継続額	繰 越 金	左の財源内訳		
				予算上額	前年度繰越継続額					国庫支出金	特定財源	その他
3	民生費	2 児童福祉費	1,050,000,000	409,000,000	409,000,000	368,797,209	40,202,791	2,791	40,200,000			
8	土木費	8 住宅費	928,000,000	92,000,000	278,000,000	277,583,200	92,416,800	2,416,800	45,000,000	45,000,000		
10	教育費	2 小学校費	2,922,000,000	877,000,000	877,000,000	401,957,960	475,042,040	7,185,040	170,957,000	296,900,000		
計			4,900,000,000	1,378,000,000	1,656,000,000	1,048,338,369	607,661,631	9,604,631	215,957,000	382,100,000		

報告第 2 号

継続費繰越計算書の報告について

地方公営企業法施行令第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき、継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和元年 6 月 13 日提出

新潟市長 中原 八一

平成30年度 新潟市継続費繰越計算書

(水道事業会計)

(単位 円)

款	項	事業名	継続費の総額	平成30年度継続費予算現額		支払義務発生 (見込)額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳		翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな 資産の購入限度額
				予算上額	前年度繰越額				企業債	内部留保資金	
1	資本的 支出	建設改良費	7,022,160,000	1,895,400,000	1,530,031,280	2,328,402,376	1,097,028,904	1,097,028,904	672,000,000	425,028,904	
		配水場施設整備 事業	2,178,220,000	209,952,000	25,924,720	208,505,222	27,371,498	27,371,498		27,371,498	
		計	9,200,380,000	2,105,352,000	1,555,956,000	2,536,907,598	1,124,400,402	1,124,400,402	672,000,000	452,400,402	

報告第3号

繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和元年6月13日提出

新潟市長 中原 八一

平成30年度新潟市繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				(単位 円)
					既収入特定財源	未収入特定財源		一般財源	
						国県支出金	地方		
2 総務費	1 総務管理費	電子申請・届出システム事業	47,000,000	47,000,000				47,000,000	
		文書管理システム事業	127,000,000	127,000,000				127,000,000	
		情報システム最適化推進事業	112,000,000	112,000,000				112,000,000	
		音楽文化会館補修事業	78,023,000	78,023,000		78,000,000		23,000	
3 戸籍住民基本台帳費	3 防災情報システム機能強化事業	防災情報システム改修事業	49,000,000	49,000,000				49,000,000	
		住民記録システム改修事業	12,505,000	12,430,000				12,430,000	
		県議会議員選挙費	142,410,000	118,007,000		118,007,000			
		市議会議員選挙費	123,090,000	115,114,000				115,114,000	
3 民生費	1 社会福祉費	母子福祉システム改修事業	15,930,000	15,930,000		1,620,000		14,310,000	
		児童相談所システム再構築事業	18,000,000	18,000,000		500,000		17,500,000	
		医療料システム運用事業	4,435,000	4,435,000				4,435,000	
		ひまわりクラブ整備事業	142,740,000	142,740,000		66,405,000	70,400,000	5,935,000	
3 障がい福祉費	障がい福祉サービスシステム事業	障がい福祉施設整備事業	8,389,000	8,389,000				8,389,000	
		障がい福祉施設整備事業	4,200,000	3,525,000		2,379,000	1,100,000	46,000	
		特別養護老人ホーム整備事業	143,830,000	143,830,000		123,830,000	16,000,000	4,000,000	
		グループホーム整備事業	37,000,000	37,000,000		32,000,000	4,000,000	1,000,000	
4 衛生費	1 保健衛生費	小規模多機能型居宅介護拠点整備事業	81,500,000	81,500,000		64,000,000	14,000,000	3,500,000	
		感染症予防関連費	79,000,000	75,542,752		37,771,376		37,771,376	
		保健所情報システム再構築事業	150,325,000	150,325,000				150,325,000	
		予防接種費	148,000,000	147,518,170				147,518,170	
6 農林水産業費	1 農業費	担い手確保・経営強化支援事業	12,000,000	10,526,000		10,526,000			
		元気な農業応援事業	48,598,000	48,598,000		35,565,000		13,033,000	
		新潟県農林水産業総合振興事業	16,726,000	16,726,000		14,876,000		1,850,000	
		取寄かんがい排水事業費負担金	9,500,000	9,500,000			9,500,000		
2 農地費	県営農地防災排水事業費負担金	県営農地防災排水事業費負担金	30,600,000	30,600,000		30,600,000			

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源の内訳				一般財源
					既収入特定財源	未収入特定財源		その他	
						国庫支出金	地方債		
8 土木費		県営地盤沈下対策事業費負担金	8,800,000	8,800,000			8,800,000		
		県営ため池等整備事業費負担金	7,200,000	7,200,000			7,200,000		
		県営基幹水利施設ストックマネジメント事業費負担金	17,000,000	17,000,000			17,000,000		
		県営ほ場整備事業費負担金	167,300,000	167,300,000			167,300,000		
	3 水産業費	漁港整備事業	154,924,000	154,787,920			77,393,000	69,600,000	7,794,920
	2 道路橋りょう費	道路橋りょう維持補修平準化事業	114,500,000	104,800,000				88,100,000	16,700,000
		道路橋りょう事業	7,421,479,000	6,354,538,265			2,897,935,000	3,157,600,000	299,003,265
		道路橋りょう新設改良平準化事業	180,000,000	157,400,000				141,600,000	15,800,000
	4 都市計画費	市街地再開発促進事業	832,341,000	832,341,000			378,255,000	454,000,000	86,000
		新潟駅周辺地区整備事業	2,445,483,000	2,284,797,175			1,231,741,000	1,049,400,000	3,656,175
5 公園緑地費		街路事業	287,836,000	214,703,943			97,423,000	112,700,000	4,580,943
		公園緑地事業	168,200,000	128,614,000			59,250,000	52,300,000	17,064,000
	6 都市排水応急対策費	雨水排水対策事業	20,600,000	18,378,000				18,300,000	78,000
7 建築費		公共建築物保全適正化推進事業	515,000,000	491,679,000			384,100,000		107,579,000
		住宅・建築物耐震改修等補助事業	8,500,000	5,641,000			909,000		4,732,000
10 教育費	2 小学校費	大規模改造事業	3,976,490,000	3,953,885,600			749,627,000	3,202,000,000	2,258,600
	3 中学校費	大規模改造事業	1,948,970,000	1,936,593,200			373,223,000	1,555,300,000	8,070,200
	5 幼稚園費	大規模改造事業	6,720,000	6,720,000			1,373,000	5,300,000	47,000
	6 特別支援学校費	大規模改造事業	192,010,000	192,010,000			9,246,000	145,800,000	36,964,000
		計	20,115,154,000	18,640,448,025			6,383,854,376	10,860,000,000	1,396,593,649

報告第4号

予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和元年6月13日提出

新潟市長 中原 八一

平成 30 年度 新潟市予算繰越計算書

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

(下水道事業会計)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	内部留保資金			
1	資本的支出	公共下水道建設事業	17,678,487,000	8,579,285,613	8,430,978,000	5,402,700,000	3,022,453,666	5,824,334	668,223,387	他工事との工程調整等による。	

(水道事業会計)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	他事業負担金	内部留保資金			
1	資本的支出	基幹管路更新事業	3,212,843,925	2,298,748,814	601,749,000	270,000,000		331,749,000	312,346,111	関係機関との調整による。	
		基幹管路整備事業	582,930,000	439,375,619	72,657,000			72,657,000	70,897,381	他事業体工事との工程調整等による。	
		配水支管更新事業	2,719,331,222	2,432,374,178	216,054,000			216,054,000	70,903,044	他事業体工事との工程調整等による。	
		配水支管整備工事	368,555,537	89,645,537	278,910,000		91,287,000	187,623,000		他事業体工事との工程調整等による。	
		浄水場施設整備工事	4,752,000		4,752,000			4,752,000		部品調達に期間を要したことによる。	
		計	6,888,412,684	5,260,144,148	1,174,122,000	270,000,000	91,287,000	812,835,000	454,146,536		